

公益社団法人山武市シルバー人材センター安全委員会規程

(目 的)

第1条 公益社団法人山武市シルバー人材センター会員の健康と就業上（就業先等との往復の途上を含む。以下同じ。）の安全に関する事項を検討し、その対策を推進するため「公益社団法人山武市シルバー人材センター安全委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討し推進する。

- (1) 会員が健康で安全に働くことができるための実施計画の策定に関すること。
- (2) 会員の就業上の事故分析とそれに伴う事故防止対策の樹立に関すること。
- (3) その他、会員の健康と安全就業に関する必要な事項。

(構 成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 理事 3名以内
 - (2) 正会員 10名以内
 - (3) 事務局（安全・適正就業推進員） 2名以内
- 2 委員は理事会の承認を得て会長が委嘱する。
 - 3 委員会に委員長1名及び副委員長2名を置き、委員の中から互選する。
 - 4 委員長は、委員会を代表し委員会を運営する。
 - 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があったときは、その職務を代理する。

(任 期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、最低年4回開催するものとし、その他は、委員長が必要と認めた場合に開催する。

- 2 委員会の運営は委員長が当たる。

(関係者の出席)

第6条 委員会は必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。この場合、委員長が招請する。

(委員会の役割)

第7条 委員長は、委員会の検討結果を理事会に報告するものとする。

2 委員会は、必要に応じて会員に対する巡回指導等を実施し、安全就業の徹底を図るものとする。

(委員手当)

第8条 委員の委嘱を受けた会員には、委員会活動費として1日当たり2,000円を謝金として支給するものとする。

2 清算は月ごととし、会員の指定した口座へ振込むものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、公益社団法人山武市シルバー人材センターの設立登記日から施行する。

2 この規程は、平成26年2月1日から施行する。

3 この規程は、平成30年4月19日から施行する。